

政策科学学会編集委員会規則

(目的)

第1条 政策科学学会会則第20条に基づき、本学会の学術刊行物の編集を所掌する政策科学学会編集委員会（以下、編集委員会という。）を設置する。

(構成)

第2条 編集委員会は、次の構成をもって行う。

- (1) 編集委員会は、編集委員5名で構成する。
- (2) 委員長及び副委員長は、編集委員の中から互選する。

(選任及び任期)

第3条 編集委員は、理事会の承認を得て会長が依嘱する。

- 2 委員長、副委員長及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(任務)

第4条 編集委員会は、本学会の学術刊行物の発行に関し、編集方針の決定、レフェリーとの調整、掲載原稿の決定、投稿及び投稿された論文の審査の円滑化を図り、学術刊行物の編集及び刊行に必要な任務を行うものとする。

(レフェリーの依嘱)

第5条 政策科学学会誌編集規約第5条の規定に掲げる研究論文及び報告論文について、編集委員会の下に、レフェリー専門委員を置くことができる。

- 2 レフェリーは、編集委員会の議に基づき、編集委員長が依嘱することができる。
- 3 レフェリーは、学会会員に限定せず、特定の論文を審査するためにレフェリーを委嘱することができる。
- 4 レフェリーは、所定の手続きにしたがって審査を行い、指定された期限までに編集委員長へ審査報告書を提出しなければならない。
- 5 編集委員会は、レフェリー専門委員からの審査報告に基づき、掲載の採否又は修正等を決め、それに応じた取り扱いを決定しなければならない。

(疑義及び不服の手続き)

第6条 編集委員会は、論文等の投稿者からレフェリーの内容もしくは採否の決定に関して疑義及び不服が申し立てられた場合には、速やかに申し立て者に回答しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、平成21年7月5日より施行する。